

第 11 回岩手県津波防災技術専門委員会

(開催日時) 平成 27 年 9 月 18 日 (金) 13 : 30 ~ 15 : 30

(開催場所) ホテルメトロポリタン盛岡 4 階「岩手」

1 開 会

2 出席者紹介

3 議 事

(1) 復旧・復興事業の進捗状況について

① 復興まちづくりの状況について

② 海岸保全施設（防潮堤、水門）等の復旧状況について

(2) 海岸保全基本計画の改定について

(3) その他

4 その他

5 閉 会

出席委員 南正昭委員長、今村文彦委員、小笠原敏記委員、首藤伸夫委員、平山健一委員（8 名中 5 名出席）

出席オブザーバ 大村様、木村様、下澤（代理：佐々木）様、増川様

1. 開会

○及川河川課主任主査 ただいまから「第11回岩手県津波防災技術専門委員会」を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます岩手県県土整備部河川課の及川と申します。よろしく願いいたします。失礼ですが、座って説明いたします。

本日は、委員 8 名中 5 名の御出席をいただいております。過半数を超えております。委員会規約第 7 条第 2 項の規定によりまして、会議が成立していることを御報告いたします。

なお、本日の委員会は、議事内容が個別箇所の議論ではないことから、公開とさせていただきます。

また、カメラ撮影につきましては、円滑な議事進行の妨げとならないよう御配慮をお願いいたします。

続きまして、配付資料の確認を行います。お手元の資料を御確認いただきたいと思います。

最初に、「第11回岩手県津波防災技術専門委員会」と書かれた次第がございます。

その次に、委員会名簿がございます。

次に、本日の座席表でございます。

その次に、本日の配付資料の一覧がございます。一つ一つ確認をしていきます。

まず最初に、資料1「復興まちづくりの状況について」という資料でございます。資料1-1から1-3まででございます。

続きまして、資料2でございます。資料2は「海岸保全施設（防潮堤、水門）等の状況について」ということで、A4の資料でございます。

その次、資料3-1「海岸保全基本計画の改定について」という資料がございます。

続きまして、資料3-2「海岸保全基本計画改定の流れ」でございます。

続きまして、資料3-3「海岸保全基本計画の概要（案）」でございます。

続きまして、資料3-4「三陸北沿岸海岸保全基本計画（改定案）改定箇所一覧」でございます。

続きまして、資料3-5「三陸南沿岸海岸保全基本計画（改定案）改定箇所一覧」でございます。

続きまして、資料4「岩手県津波防災技術専門委員会 規約」でございます。ワンペーパーでございます。

それと、一般の方には非公開となっておりますが、参考資料としまして、参考資料1「三陸北沿岸海岸保全基本計画（改定案）」でございます。

続きまして、参考資料2「三陸南沿岸海岸保全基本計画（改定案）」でございます。

最後に、参考資料3でございますが、表題に「参考資料3」と記載されていない資料があるかと思えます。中身は「巻末資料」ということで冒頭書いてある資料でございます。これは、海岸保全基本計画に附属しております巻末資料になってございます。

以上が本日準備しました資料でございます。それと、A3のカラー刷りで「ナウファス」という資料がお手元にあるかと思えますが、本日、平山委員より御提供いただきました資料でございます。

御存じのとおり、チリ地震津波が今発生してございまして、けさ3時に津波注意報が発令されているところでございます。それで、久慈港におきましては最大80センチの潮位変動を観測しているところでございます。9時38分の観測でございます。今現在、海岸施設におきましては被害の状況は確認されておりません。それと、津波注意報については、まだ継続中でございます。

以上、参考までに報告いたします。

ここまでで、資料に不足等がございましたらば、事務局のほうにお知らせいただければ、お渡ししたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日、議事録作成のために録画及び録音をさせていただきたいと思っておりますので、御了承をお願いしたいと思います。

2. 出席者紹介

○**及川河川課主任主査** それでは、本日の出席者様の御紹介を事務局よりいたします。

本日御出席いただいている委員の皆様をお名前順に御紹介いたします。

東北大学、今村委員でございます。

○**今村委員** 今村でございます。よろしく願いいたします。

○**及川河川課主任主査** 続きまして、岩手大学、小笠原委員でございます。

○**小笠原委員** 小笠原です。よろしく願いします。

○**及川河川課主任主査** 続きまして、東北大学、首藤委員でございます。

続きまして、北上川リバーカルチャーアソシエーション会長の平山委員でございます。
そして、岩手大学、南委員長でございます。

○**南委員長** 南です。よろしくお願いいたします。

○**及川河川課主任主査** あと、内藤委員、羽藤委員、山本委員におかれましては、都合により欠席でございます。

続きまして、オブザーバーの皆様です。

水産総合研究センター水産工学研究所の大村様でございます。

○**大村オブザーバー** 大村でございます。よろしくお願いいたします。

○**及川河川課主任主査** 東北地方整備局港湾空港部の佐々木様でございます。

○**佐々木代理（下澤オブザーバー）** 佐々木と申します。よろしくお願いいたします。

○**及川河川課主任主査** 本日は、下澤様の代理で御出席いただいております。

続きまして、農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究所の増川様でございます。

○**増川オブザーバー** 増川です。よろしくお願いいたします。

○**及川河川課主任主査** オブザーバーの木村様、諏訪様、富田様、中西様におかれましては、都合により欠席でございます。

3. 議事

それでは、2の議事に入ります前に、南委員長より御挨拶を頂戴いたします。

○**南委員長** 遠くからも御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

今、チリの地震ですとか、先日は東日本の大洪水ということで、大変な災害がまだ続いております。その報道の様子を見ますと、そのときに出される警報発令ですとか、あるいはNHKのアナウンスの一言一言、東日本大震災からの教訓がいろいろな形で言葉になって伝わってきているのかなと実感しておりました。大洪水の泥出しですとかボランティア、あるいは避難所運営に関するノウハウなどは、3.11の教訓が大きく働いているのではないかと思います。

本日も、そういう意味で非常に大事な海岸保全計画にかかわる議論ということで、皆様の御協力をいただきまして進めてまいりたいと思います。何とぞよろしくお願いいたします。

○**及川河川課主任主査** ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。議事につきましては、委員長の南委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(1) 復旧・復興事業の進捗状況について

① 復興まちづくりの状況について

○**南委員長** それでは、議事に入りたいと思います。

まず、議事の（1）の①復興まちづくりの状況について、事務局から御説明をお願いいたします。

○**及川河川課主任主査** それでは、議事の（1）につきまして、これまでいただいた検討、

御提言を反映させたまちづくり及び津波対策施設の進捗状況についての御説明をするものでございます。

1点目は、防潮堤背後のまちづくりと背後地における住宅再建、災害公営住宅に関する説明とトピックスなどの情報提供についてでございます。2点目は、前回御説明いたしました海岸保全施設の最新状況について御報告申し上げます。

それでは、各担当課から御説明いたします。

○金田都市計画課主査 都市計画課の金田と申します。よろしく申し上げます。それでは、座って御説明したいと思います。

A4横の資料1-1で御説明します。「復興まちづくりの状況について」ですが、ここでは宅地に関する3事業について御説明したいと思います。

まず、2ページ目でございますが、3事業あります。ここでちょっと簡単にそれぞれの事業の特徴を説明したいと思います。

土地区画整理事業は、被災した市街地をその場所で復旧するという事業でございます。区画整理の手法を用いて道路、公園とかの公共施設を整備しまして、区画の形質も改善し、さらに、必要があれば盛土を行って安全性を高めて、現地に市街地を復旧する事業となっております。

次に、防災集団移転促進事業ですが、被災したところに建築基準法第39条の災害危険区域をかけまして、そこには住まない、居住できないということで、安全な高台に集団移転していただくという事業でございます。

次に、漁業集落防災機能強化事業ですが、これは、文字どおり漁業集落に限定されておりますが、移転元を災害危険区域に指定する必要がございません。これはどういう場合に採択するかというと、防潮堤を整備してL2を超えない地域が出てきます。そういった地域は災害危険区域を指定する必要はございませんので、こういう防集事業が使えない場合などで事業を採択してございます。

次に、下の事業別集計表を御説明したいと思います。

土地区画整理事業につきましては、7市町村で事業を展開してございまして、18地区、区画数について5,286区画、工事着手は100%でございます。8月末時点では336宅地完成してございまして、完成率として6%。防災集団移転促進事業につきましては、7市町村で実施しまして、88団地整備してございます。2,329宅地計画してございまして、そのうち97%が事業着手してございまして、現在、8月末で890宅地が完成してございまして、38%の完成率。また、漁業集落防災機能強化事業につきましては、10市町村で実施してございまして、32地区468宅地を整備してございまして、工事着手は100%、8月末で191宅地が完成してございまして、41%の完成率となっております。

次の3ページをごらんください。宅地の年度別想定完成数になっております。平成26年度末で12%を完成してございます。平成27年度末では40%の予定になってございまして、平成28年度末で63%、以後、平成29年度以降で100%完成するという計画になっております。平成29年度以降の数値という記載がございまして、これは平成29年度と平成30年度の合計値となっております。平成27年度、28年度につきましては約2,000前後の宅地が年間で供給され、今後ピークを迎えるという状況になっております。

次に、4ページをごらんください。今回は、まちづくりの状況について宮古市の田老

地区を代表としまして御説明したいと思えます。

当該地区は、面整備事業として、土地区画整理事業と防災集団移転促進事業を実施しておりまして、2事業とも今年度でほぼ完成する予定になってございます。

まず、土地区画整理事業ですが、4ページの計画図の赤で囲まれたエリアを事業実施してございます。施行面積が約19ヘクタール、施行期間は平成25年から30年度。これは、清算期間も含んでいるため平成32年度とになってございます。施行者は宮古市、全体事業費が約36億円でございます。

次に、右上の「乙部団地」と書かれているエリアがあるのですが、これは防災集団移転促進事業で実施している地区でございます。最近「山王団地」と団地名が正式決定してございます。田老地区は、旧田老町の中心市街地として発展してきたのですが、東日本大震災津波により甚大な被害に見舞われております。このため、防災集団移転促進事業の実施により、被災した宅地の高台住宅団地への集団移転を図るとともに、浸水被害に遭った市街地においては、区画整理事業により道路、公園等の整備や宅地の一部かさ上げ、住宅用地、産業用地等の土地利用の集約化を行いまして、津波を初めとする災害に対して安全かつ安心で拠点性の高い市街地を整備し、東日本大震災からの早期復興を図ることを特徴としてございます。

次に、5ページ目でございます。8月末の現地の写真であります。国道より山側について、写真①と②を見ていただくと、宅地が整備されている状況がご覧いただけると思えます。また、写真の③ですが、これは田老漁協から撮影した写真でございます。今後、正面向かって当該地には道の駅が整備される予定になってございます。また、写真④ですが、現在造成中でございます。ここは宮古市が野球場を計画している地点でございます。

次に、6ページ目をお願いします。田老地区の津波多重防御計画図でございます。第一堤防は、これまでのT.P.10メートルからT.P.14.7メートルと高さを増して、L1対応で現在整備中でございます。第二堤防は、災害復旧で地盤沈下分のかさ上げ工事を行いまして、災害復旧工事が完了してございます。そして、第三堤防と書かれている③ですが、国道45号と山側の土地を平均2メートルかさ上げしまして、L2対応の整備を行っております。ちょうど点線で囲まれた地区がかさ上げエリアで、平均2メートルで盛り土してございます。

次に、7ページ目をご覧いただきたいのですが、これは、東日本大震災の浸水被害状況になってございます。防潮堤を乗り越えて田老第一中学校まで浸水被害が発生している状況でございます。

次に、8ページ目を見ていただきたいのですが、これまでの御説明のとおり、L2対応を目指したかさ上げの状況でございます。国道45号を約40メートル山側にルート変更いたしまして、平均2メートルのかさ上げをしております。これは、現地再建を希望した人は、山側に区画整理で換地を行いまして、高台に移転したい人は、国道より海側のほうに換地を行い、そこに災害危険区域をかけることによって防集対象者となりまして、その対象者が右上の高台地域に移転を行うという事業手法を採用しております。住民の意向に配慮しまして、区画整理事業と防集事業を組み合わせた事業展開を行っております。

次に、9ページ目でございますが、田老地区の土地利用計画図になっております。先ほどの写真でも御説明しましたが、国道45号より海側のちょうど赤くエリアを区切っているところに現在道の駅を計画しておりまして、それより南側には野球場を計画していると。このエリアは、災害危険区域をかけているという状況でございます。また、左に三陸沿岸道路の地図がございまして、現在整備中でございますが、田老地区の南北にハーフインターチェンジを設置することによって、まち全体をサービスエリア的な位置づけとした、観光客を呼び込むような仕掛けも計画しております。

今後の課題としましては、野原地区にあるような、防潮堤より海側のエリアにあるのですが、その防集跡地などの未利用の土地がありますが、これらの土地の有効活用が今後の課題として挙げられている状況でございます。

次に、10ページ目をお願いしたいと思います。10ページには山王団地の土地利用計画図、現在の造成状況を示しております。平成27年8月、先月末には宅地の整地が完了しまして、今月末には宅地周辺の道路が完了する予定になっております。そして、12月末には造成工事が全て完了するという工事の状況になってございます。

次に、11ページをお願いしたいのですが、土地区画整理事業の使用開始済箇所と今後の予定の図面になっております。赤枠で囲われているエリアにつきましては、平成27年8月末現在で、もう既に地権者の方に土地を引き渡しているエリアになります。今月末の使用収益開始予定地につきましては緑で区切られているところ、また、10月末は、紫の色で囲われているエリアが地権者の方に引き渡される予定になってございます。10月までには全ての地区が引き渡される予定になってございます。

次に、12ページでございますが、これは全体スケジュールとなっております。防集事業の通常スケジュールは、一番上の点線枠の工程となっております。12月末までに造成工事を完了しまして、測量をその後、1月まで実施し、2月から土地の分譲及び貸付手続が開始されます。

しかし、もう少し早く整備したい場合の工程も下の点線枠に示してございまして、宅地の周辺の道路が完成する10月から、希望者に限りまして、建築工事を着工できる工程も示してございます。

また、下の区画整理事業につきましては、これまで造成工事が完了した都度、宅地を引き渡しておりまして、これが10月末に終了する予定になってございます。順次、建築工事に入って行く工程になっております。

また、区画整理事業は、来年3月に換地処分を予定しております。換地処分とは、従前の宅地上の権利が換地先に移行するということございまして、公告により効力が発生します。今月から順次、そのための供覧等の手続を実施しておりまして、3月末に権利が移動する予定となっております。

次に、13ページを見ていただきたいのですが、これは平成25年11月の撮影でございまして、工事着手4カ月後の状況でございます。右奥の防集団地の造成が、若干ではございますが開始されているという状況でございます。

次に、最終ページの14ページでございますが、これは先月の状況を撮影したものでございます。国道が山側のほうにもう既に切りかわってございまして、山側に宅地が整備されている状況、それと、防集団地の造成工事が終盤を迎えているという状況がわかる

と思います。

以上で、簡単ではございますが、都市計画課からの復興まちづくりの状況報告を終わります。

○鈴木復興局生活再建課被災者支援担当課長 岩手県復興局生活再建課被災者支援担当課長の鈴木といいます。よろしくお願いたします。

住宅の再建状況について、資料1-2「被災者生活再建支援金申請件数調べ」という表になって、市町村名と数字だけ書いてある資料ですが、それに基づいて御説明させていただきます。

生活再建支援金は、住宅の被災状況に応じて支給される基礎支援金と生活再建方法による加算支援金で制度が構成されております。

まず、基礎支援金ですが、全壊、解体、大規模半壊の方が対象で、全県で2万3,229件の方が、沿岸部で2万2,605件の方が受給しております。ただ、住宅が全壊をしても、全員の方が亡くなれると、被災者の方への支援なものですから支給ができませんので、実際に被災した戸数はもう少し多くなるものと思います。市町村から聞きますと、おおむね98%の方が受給しており、残りの方は、今後、半壊等で解体をする方が若干名いるということで、多くの方が基礎支援金については既に受給しております。

加算支援金は、建設、購入、補修、家を借りる等の再建方法により支給されるもので、1万116世帯の方が、いずれかの形で自宅を再建しています。

基礎支援金から見ますと43.5%の方が自立再建をしているということになります。その他に災害公営住宅の入居があります。災害公営住宅に入居しますと加算支援金がいただけませんので、その方も自立再建をしたという形でカウントしますと、46.3%の方が自立再建をしている状況です。

市町村別に見ますと、沿岸北部ではほぼ70%を超えて自立再建が進んでおります。宮古市以南については、災害公営住宅の入居者を加えましても、まだ5割に達しておりません。そして、山田町が今一番低くて35.6%ほどの自立再建の状況になっております。今後、面的整備等が本格的に進めば、申請が増加するものと考えております。

裏面をごらんください。「被災者生活再建支援金の申請状況からみる『持ち家』建設・購入の動向について」であります。

申請状況を時系列的にあらわしたもので、補修については、おおむね1年目で、緑色になると思いますが2,473件、そして2年目の平成25年3月には2,825件で、それ以降はほとんど横ばいの状態で、若干増えているということで、修繕についてはほぼ終了したものと考えております。

民間賃貸住宅についても、青色になりますが、一定数はありますが、御存じのとおり、沿岸部に民間賃貸住宅があまりないものですから、それほど増加はない状況です。

平成27年4月から8月の5カ月を見ますと、建設・購入で670件ほどの申請がありました。復興局が出しております「いわて復興インデックス報告書」に新築住宅着工戸数がありますが、平成27年4月から6月は904戸となっています。若干差があるのですが、生活再建支援金の申請は、契約書があればもうその時点でできるということなので、若干タイムラグがあることだと思います。

なお、平成27年8月末時点で見ますと、地元で建設・購入した方の割合は約8割とな

っております。そのほかが全て内陸に行ったのではなくて、大船渡市の方が陸前高田市に家を建てたりと、近隣のところに家を建てた方も含んでおります。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○辻村建築住宅課住宅課長 建築住宅課の辻村と申します。よろしく申し上げます。私から「災害公営住宅の整備状況等」について、資料1-3に基づいて御説明させていただきます。時間もあれでございますので、2枚ほどのペーパーでございますが、まず、1枚目のページをごらんください。災害公営住宅の進捗状況でございます。

岩手県は、8月末現在、数字がいろいろ動いているところではございますけれども、建設予定戸数が5,876戸、これに対しまして、今現在工事をしているものが2,226戸、完成しているものが1,898戸ということで、おおむね7割はもう着工、完成しておると。これまで11市町村68地区で1,898戸は完成した状況になっているところでございます。

こちらは、おおむね6,000戸の規模感についてお話をさせていただこうと思っておりますが、岩手県の場合、発災前、県内トータルで住宅着工が、個人の住宅、マンション、アパート、それら込みで年間5,000戸ちょぼちょぼの県でございます。ですから、岩手県トータルで5,000戸ちょこちょこしか工事がやられていないところ、今回、沿岸部で、沿岸部ですと大体年間1,000戸を切っているような数字になってございますが、ここで行政だけで6,000戸近く災害公営住宅を建てているという状況になってございます。

岩手県の場合は、宮城県と異なりまして、県及び市町村それぞれで協力しながら災害公営住宅を建設し、管理をしていくという形をとっておりますので、このあたりは福島県と近いところがあるかと思っております。

1ページ目の下の段でございます。完成予定時期でございますが、こちらは、平成27年度、今年度末でございますと、累計のところ、下に出てございますけれども、59%ということで、おおむね6割が完成いたします。来年度ですと、おおむね9割近くの災害公営住宅が完成する予定となっております。

こちら、数字が残っているところでございますけれども、これらにつきましては、基本、今、未着手のところは、土地区画整理事業ですとか防災集団移転促進事業の面整備をやったところにも住宅が欲しいなど。当初、市町村は、災害公営住宅を先行してというような思惑等いろいろあったところですが、まちづくりを考えていく中で、新しくつくる市街地、そこら辺にもやはり人口が欲しいなどといったようなお話等ございまして、区画整理区域内に建設する住宅等は、これからそちらの事業の盛り土等が、これらの完成を待って着手するという事になってございます。おおむね平成29年度末ぐらいにはほぼ完成するといったような状況になってございます。

裏面をごらんください。これに係る「整備の課題とその対応等」ということで、先ほど災害公営住宅だけでもこれだけボリュームがありますというお話をさせていただきましたが、それに加え、宅地供給に伴う民間の方の自力再建の数がかなり出てまいります。これによりまして何が困ってくるのだろうかということで、やはり資材ですとか職人ですとか、そういったものが不足してくるであろうと。特に岩手県の場合は、仙台市等と違しまして、沿岸に行くまで山を超えて2時間ぐらいかかるという状況でございますので、もともと建設能力のないところに大量の需要が発生しますので、いかに人を引っ張るかといったことが課題になるかと思っております。

こちらはマッチングサポート制度ということで、これは、建築士事務所協会に窓口をやっているのですが、いわゆる業者ですとか職人の斡旋でございます。例えば、沿岸部で地場の工務店に頼もうと思っているのだけれども、どうも、もう2年先までいっぱいいっぱいでは何ともならないぞといったときに、どこか業者さんないでしょうかというお話を受けまして、例えば盛岡地区ですとか花巻地区の工務店を紹介してあげるといったような、オール岩手で住宅着工を何とかしていこうということで取り組んでいるものが、このマッチングサポートというものでございます。

それから、災害公営住宅につきましても、従来のとおり、きちんと設計をやって、発注をかけてということですのでなかなか時間がかかりますので、設計施工一括選定ということで、設計事務所と工務店とグループを組んでいただきまして、それをプロポーザルで決定すると。ですから、そうしますと、設計者が設計をやっている間に工務店のほうは準備ができるといったような形で、あと入札等の短縮ができますので、そういった取り組みをしてございます。これらは、ある意味、入札不調対策というところでやっているところでもございます。

また、③で書いてございますけれども、応急仮設住宅、こちらはプレハブ等で沿岸にかなり建てましたが、徐々に空いてきておりますので、先ほど言いました職人さんをいかに沿岸部に引っ張るかということで、今、沿岸部にはなかなか宿泊施設ですとかアパート等ないものですから、こちらの空いた応急仮設住宅を用途廃止しまして、そういった工務店さん方に無償で貸し出すと。あと、そこは仮設宿泊施設等を利用して、例えば盛岡市ですとか内陸のほうから職人さんを連れていってくださいといったような事業をやっているところでございます。

それから2番、建設戸数の最終調整ということで、おおむね7割の災害公営住宅が着手、竣工という形で来ているところでございますが、やはりここで、そろそろ終盤に向けまして数の最終調整というものを今やっているところでございます。意向調査等をされましても、その意向調査に御返事をされない方々も相当数いらっしゃる。また、入居を希望されておっても、体調が思わしくなくなって施設のほうに移ることになったとかという形で、結構この辺の数字が動いてございます。これらを市町村の意向調査、それらと調整をとりながら、工事が始まってしまえば何ともならないのですが、その前のもので調整等をかけているところでございます。

それから3番、効率的な発注手法ということで、これは今年度から取り組もうとしておりますけれども、先ほどの設計施工一括をさらに推し進めまして、性能発注、要は、2DKで何平米の住宅を何戸、うちの会社だったら5戸建てられます、うちの会社は10戸建てられますと、仕様等だけ提示しまして、あと、中身はツー・バイ・フォーであろうが在来工法であろうが構わんというような形で、ご提案をいただいて団地をつくっていこうというのを今年度から取り組もうとしてございます。

4番は、あとは持ち家再建支援ということで、こちらは、県産材使用ですとかといったものの補助金。

また、5番で生産者意見交換会ということでございますけれども、何よりも、最初に申しましたとおり、沿岸部の人手不足、職人不足を、いかにこの短い期間に大量の住宅を建てるような体制をつくるかというのが最大の課題だと思っておりますので、こち

ら、事業者さん等からいろいろ意見を頂戴し、ここの中から、先ほどちょっとお話をしました仮設住宅の宿舍対応とかといったことができるのではないかとといったようなことで、復興に向けて住宅再建に取り組んでいるところでございます。

以上で説明を終わります。

○南委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ただいま御説明いただきました内容につきまして、御質問等ございますでしょうか。お願いします。

○今村委員 1つ質問させていただきたいと思います。最後の御説明の中で、戸数の最終調整が重要かと思うのですけれども、見込みとしたらどのくらい取りやめられる方がいるのか、また、余った場合等、それはどうされる予定なのかお教えいただければと思います。

○辻村建築住宅課住宅課長 取りやめというよりは、むしろ意向調査に御返事をされていない方の存在が大きいかと思っています。災害公営住宅につきましては、岩手県と市町村がそれぞれ一緒になってやっておりますけれども、調査は基本、市町村にやっております。それぞれ顔が見えるところで調査をやっていただいておりますので、なかなか御返事いただけない方々に向けて、今、個々回って歩いてつぶしにかかっているところですが、この辺がなかなかちょっと読めないところが正直ございます。とはいえ、余ったら余ったでお叱りを頂戴する形になりますので、その辺、戸数を調整しながらということで今取り組んでおります。とにかく、まず余らないように、かつ足りなくならないようにという形でやっております。

○南委員長 他にいかがでしょうか。どうぞ。

○小笠原委員 今の件に絡んでですけれども、完成した災害公営住宅の入居率等はどれぐらいなのでしょう。

○辻村建築住宅課住宅課長 入居率は、正直なところ、今9割近い数字になっています。実は、仮設住宅の入居者の中には、今後、災害公営住宅というのは、1回入ってしまうと中で転居ができない形になります。住宅に困っているということで入居ができる仕組みになっておりますので。ですから、これからまちの中に何戸か建つぞということであれば、どうせ入るのだったらそっちのほうがいいよねということで、お待ちになる方ですとか、ちょっと変な話ですけれども、公営住宅に入ると家賃が発生しますので、それでしばらく入居を躊躇されて、お待ちに、まだ仮設住宅で、隣近所、お友達もできたしということで、ちょっと入居をためらわれている方等もいらっしゃるって、今の数字は大体そんな状況になっておりますが、いずれ、おいおいそちらのほうは埋まっていくような形になると考えてございます。

○南委員長 他、よろしいでしょうか。お願いします。

○首藤委員 最初の方の御説明の8ページですが、例えば第一線堤は14.7メートルにする、それから、第二線堤は10メートル、一番最後のL2対応のところだけは、2～3メートル道路かさ上げというだけで、どの高さにするかというのを明示していないのですが、これは何か理由があるのですか。それが1つ。

それから、10ページの山王団地というのは、場所はどこですか。9ページの図にはその場所がちょっと見当たらないようなのでよくわからないのですけれども。とりあえず

その点。

○南委員長 お願いします。

○金田都市計画課主査 高さの明示はしてございませんが、現地で2メートル程度盛り土するとL2対応まで造成できるといったところでございます。

2メートルと決定した根拠でございますが、国の補助制度もございまして、L2対応は、津波シミュレーションの結果、L2対応のところまで国の補助金が出るというところで、シミュレーション結果から高さが決まっています。

○首藤委員 ですから、その決まった高さをここに数字で書いていないのはどういうことなのですかということをお願いいたします。

○金田都市計画課主査 すみません、記載漏れということでございまして、特に意味はないと。

○首藤委員 そうですか。そうすると、例えば6ページかな、第一線堤とかなんとか書いてあるところに、第一線堤はT.P.幾らで、今まで10メートルだったものを14.7メートルにするL1対応とか書いてありますが、第三堤防のところだけ、何か他と記述の仕方が変わっていますね。だから、これを見ていると、L2対応と言いながら数字を出さないのは、本当は自信がないのかなと思ったものですから、やはり同じトーンで書いていただいたほうがいいと思います。

○金田都市計画課主査 了解しました。

○首藤委員 それと、山王団地というのは、場所はどこですか。

○金田都市計画課主査 山王団地というのは、6ページを見ていただければ、右上のほうにある「乙部団地」と書いてあるのですが、最近、この乙部団地……。

○首藤委員 乙部団地のことを山王団地。

○金田都市計画課主査 そうです。最近、名前が正式決定しまして、「山王団地」という名前に決まりましたので。すみません、乙部団地と山王団地という2つの記載になって。

○首藤委員 そうすると、乙部高台団地は違うのですね。何か何種類もあるのでね。

○金田都市計画課主査 6ページの右上のカラーがはっきりしている団地、色合いがはっきりしている団地になってございます。

○首藤委員 だから、6ページで乙部団地と呼んでいるものが、9ページでは乙部高台団地であって、10ページでは山王団地なのですか。

○金田都市計画課主査 大変申しわけないのですが、最近、山王団地と決まったものから、申しわけございません、ちょっと二重の表示になって大変申しわけございません。

○南委員長 どうもありがとうございます。よろしいでしょうか。

(1) 復旧・復興事業の進捗状況について

② 海岸保全施設（防潮堤、水門）等の復旧状況について

○南委員長 それでは、先に進ませていただこうかと思えます。

続いて、議事の(1)の②海岸保全施設（防潮堤、水門）等の復旧状況について、事務局から御説明をお願いいたします。

○遠藤河川課主任 県土整備部河川課の遠藤と申します。私から、防潮堤、水門の海岸保全施設、河川施設の復旧状況について、お手元の配付資料2で御説明させていただきます。すみませんが、座って説明させていただきます。

この説明でございますが、前回、第10回で御説明いたしました海岸等の事業箇所につきまして、現在の進捗状況について、各箇所の進捗状況について御説明させていただきます。

それでは、まず、表紙をめくっていただきまして、2ページ目から御説明させていただきます。野田海岸でございます。

野田海岸につきましては、防潮堤0.5キロメートル、水門1基ということでございまして、前回の御説明といたしましては、こちらの写真の番号でいきますと①から④まで状況を説明させていただいております。そのうち①から③につきましては、水門とその仮設に伴う御説明をさせていただいております。こちら、水門につきましては写真を載せてございませんが、現段階で基礎杭の施工が完了しております。これから水門本体の立ち上げに入るという状況でございます。

写真④及び⑤につきましてですが、⑤の写真が、遠景で申しわけございませんが、写真の④につきまして、ちょうど杭の施工が終わりまして、防潮堤のコンクリートの躯体の一部を施工しているところでございます。現在、防潮堤の約0.5キロの半分ほどで工事着手に至っております。その防潮堤の前面の躯体の部分につきましては、高さ、こちらはT.P.14メートルと記憶しておりますが、こちらの約半分まで立ち上がっている状況でございます。

続きまして、3ページ目をお開きいただきたいと思います。こちらは岩手県宮古市赤前海岸でございます。

こちらにつきましては、防潮堤が0.8キロメートル、樋門として1基施工する計画でございます。前回の御説明の際には、①から③につきまして御説明させていただいております。事業着手の平成26年3月時点ですが、築堤の準備を完了いたしまして、前回御説明させていただいたときには、写真番号③、平成26年7月現在で築堤が終わっているという状況まで御説明しております。

現在の状況でございますが、写真④を御確認いただきたいと思います。こちらは防潮堤の全体に被覆コンクリートを施工いたしまして、防潮堤といたしましては150メートルで築堤の完了になっております。写真⑤につきましては、小さい図面で申しわけございません、左側の真ん中に平面図というものがございまして、こちらは赤前海岸の事業計画平面図が載っておりますが、こちらの真ん中辺に扇形の絵が入っております。こちらは野球場でございまして、野球場からこの紫の線が入っているのが県道なのですが、そちらのほうに向かって築堤と、あと、この樋門に伴う仮設が完了している状況でございます。着実に進捗させていただいております。

続きまして、4ページ目をお開き願います。閉伊川でございます。

こちらにつきましては、宮古市市街地を流れる閉伊川に建設する水門でございまして、4径間、160メートルほどの水門を1基築造するものでございます。前回の御説明の際には、写真①と③を使わせていただいております。

写真①でございますが、平成26年2月ということで、工事の着手にはまだ至っており

ませんが、隣の写真②をごらんいただきたいと思います。平成27年7月現在で半川締切、川を半分せき止めまして水門を築造するというものに対しての仮設関係が完了しておりまして、現在は、ここの締切の中に間詰め土砂を入れて完成している状況でございます。

写真③につきましても、同じくその仮設の施工状況でございます。平成26年11月現在では矢板の施工の一部が始まっている状況でございますが、平成27年でこのような形で完成断面に仮設工が完了している状況でございます。

隣の写真⑤につきましては、こちらは下の記載が間違っておりまして、訂正させていただきたいのですが、こちらは川の左岸側の土留め擁壁の交換杭の施工・設置状況でございます。現在、交換杭につきまして鋭意施工中でございます。こちらを行うことによりまして、閉伊川水門の本格的な施工に入っていきたいと考えております。

続きまして、5ページ目をお開きいただきたいと思います。大槌川でございます。

こちらは、大槌町の市街地を流れる大槌川、こちらの上の写真でいきますと、航空写真のところで縦に延びている写真でございますが、こちらは大槌川と、左側に注ぎ込む河川、こちらにつきましては小槌川でございます。小槌川水門がこちらに写っております。

こちらの状況でございますが、大槌川を中心に説明させていただきますが、写真の①の状況です。こちらは平成27年1月、ことしの1月でございますが、大槌川水門締切が終わりまして、本体の土工の掘削部分を進めているところでございます。

隣の写真、申しわけございません、写真番号を振っておりませんが、隣が写真②でございます。こちらは平成27年6月の段階でございます。こちらは、杭を施工する際に、地下水位が高いものですので、ボーリングを行いまして地下水位を下げる工法を今やっているところでございまして、薄くピンクで丸をしているところに、若干小さいのですが、縦で色が立っているのが見えるかと思いますが、こちらから今、地下水を汲み上げて地下水位を低下させているという状況でございます。

下の写真③から⑤につきましては大槌町の公園がございまして、こちらの公園より大槌湾を望むように定点観測した写真でございます。平成25年11月段階では、まだ市街地に被災した建物等が残っている状況でございますが、翌年4月においては、ほぼ建物の撤去が完了している状況でございます。

それで、まだ河川のほうには未着手の状況でございますが、平成27年6月現在の写真でございます。こちらはちょっと暗くてわかりづらいかと思いますが、左側に大槌川の締切工、右側に小槌川の締切で、川の真ん中あたりにちょっと薄暗くですが土の色が見えるところがあるかと思いますが、こちらは、現在、水門を建設するために締切を行って、土砂の撤去及び水位の低下を行っている状況でございます。

写真⑤のところにつきましては、施工状況といたしまして、小槌川水門の撤去が完了している状況がこちらからも見受けられると思います。

続きまして、6ページ目をお開きいただきたいと思います。甲子川でございます。

こちらは釜石市街地を流れる甲子川の河口に建設される水門でございます。こちらにつきましては4径間で120メートルほどの水門を計画しておりまして、現在は、特にも写真③から⑤で御説明いたしますが、写真③、平成26年10月の段階ですと、掘削が完了

しておりました、同じく平成27年1月でも掘削の一部が行われている状況でございます。
③の書き方に訂正がございます。申し訳ございません。

写真⑤につきまして、平成27年7月段階の写真でございますが、掘削が完了いたしまして、水門等の基礎杭の施工を行っている状況でございます。機械が何種類か入っておりますが、異なる杭種がございますので、こちらは複数の機械が入って杭を打っている状況でございます。

続きまして、7ページ目をお開き願いたいと思います。釜石市の鶴住居川でございます。

こちらは、釜石中心市街地より大槌町のほうに、北にあります鶴住居地区及び片岸地区を貫流する二級河川鶴住居川に建設する、こちらは5径間の190メートルほどの水門を1基施工する状況でございます。こちらにつきましては、前回までですと写真①から④で御説明しておりました。実際のところ、こちらにつきましては、施工順序といたしまして、右岸側のほうから仮締切を建設しておりまして、写真①、②が仮締切の状況が終わりまして、③で、こちらは排水がちょっとうまくいかなかったものですから、水位の低下状況がよろしくないときの写真でございます。写真④は平成26年11月で、こちらは地下水位の対策工法といたしまして、地下水位を下げつつも、盛り土をして杭を打っていきこうということで、一部、基礎掘削の前に盛り土をいたしている状況写真でございます。

⑤につきましては、平成27年7月現在の写真でございます。こちらにつきましても、甲子川同様、基礎杭の施工状況ということで、鋭意、杭を順次打設している状況でございます。

8ページをお開き願います。水海海岸でございます。

同じく釜石市の、先ほど御説明いたしております甲子川と鶴住居川の間でございます。水海地区というところの海岸に建設する防潮堤0.3キロ、水門1基ということで、あと、離岸堤についても沖に280メートルの施工をしている状況でございますが、前回の御説明をいたしましたときには、写真②、③につきまして御説明しております。この海岸の真ん中を流れる水海川という二級河川がございます。そちらの右岸側、南側に当たりますが、防潮堤の仮締切、②及び③で締切から表のりのコンクリート等の施工状況の写真が提示してございます。そこから写真の④、左下でございますが、平成27年7月現在で防潮堤、川に対しての右岸側でございますが、右岸側の防潮堤につきましては建設が完了してございます。

こちらを川から、少し上流側から見てみたものが写真⑤でございますが、水門の一部につきましては再利用いたしますので、水門はほぼ記載前の現況そのままでございます。その右側に、今回建設が完了いたしました防潮堤が見受けられるかと思っております。

写真⑥につきましては、沖にございます離岸堤が復旧完了というところを写しておる写真でございます。

続きまして、9ページ目をお開き願います。小白浜海岸でございます。

こちらは釜石市の中心市街地より南にあります小白浜海岸でございますが、前回御説明させていただいたときには写真①の状況を御説明しておりました。前回、平成26年5月段階で、まだ特に事業着手等は行っておりませんが、平成27年7月現在は、小白浜地

区につきましては、水門建設のために、全川締切で建設するという事で、川を切りかえて、水門前面に二重締切を施工している状況でございます。

同じく写真④につきましては、これまでに防潮堤の一部築堤が完了してございます。こちらにつきましては、先行して行っておりました工事が完成しております、現在、こちらの前面にブロックで被覆していくという作業状況になっておりますが、申し訳ございません、ちょっとアングルが悪く、その状況写真をうまく添付できておりません。

写真⑤につきましては、水門の施工状況を逆に北側のアングルから写しておるものでございます。こちらにつきましては、水門の施工状況につきましては、杭の施工が完了しております、現在、野田海岸と同じく、これより水門の立ち上げに入っていく状況でございます。

続きまして、越喜来海岸でございます。

前回までの御説明では、写真の①から③を使わせていただいております。写真①につきましては平成25年、写真②につきましては、そのときからの進捗状況ということで、地盤改良を防潮堤の下に建設している状況が見てとれるかと思えます。

写真③につきましては、こちらは浦浜川水門、こちらの海岸線でいきますと北側にありますので、平面図でいきますと左側のほうに水門がございまして、こちらのほうは、基礎が終わりまして、これから水門の本体を立ち上げていくという写真でございます。

それが、アングルを変えて下流側からの写真になってございますが、平成27年7月現在で一すみません、浦浜川の浦の字が間違っております。正しくは「浦」でございますが、浦浜川水門の施工状況といたしまして、躯体の一部、操作橋とか、そういった水門を動かす機械設備を置くための石柱等について、現在そこまで建設が進んでいる状況でして、こちらの写真からでも、ちょっと足場が邪魔をしているような状況写真で申し訳ございませんが、そのような形で高さが上がっていることが確認していただけるかと思えます。

あわせて、写真⑤につきましては、写真②と対比して見ていただけるとありがたいのですが、こちらにつきましては、防潮堤の盛土が一部完成しております、その前面に、現在、ブロックによるコンクリート被覆を行っている状況でございます。

最後になりますが、11ページをお開き願います。高田海岸でございます。

こちらにつきましては、防潮堤3.9キロとなっておりますが、背後に建設しております二線堤と前面に建設いたします一線堤、合わせて二線堤2キロ、一線堤1.9キロ3.9キロと隣接する浜田川水門の建設1基、あと、沖合にあります人工リーフ、こちらは線堤でございますので、写真の中ではうまく目立たないのですが、こちらの各種災害復旧を行っている状況でございます。

前回の御説明まででは①から③につきまして御説明しております。前回の状況ですと、資材搬入のための仮栈橋の施工状況及び二線堤の地盤改良等の状況の写真を②、③で御説明させていただいておりますが、現在、平成27年7月ですが、こちらは、写真のアングルといたしましては、高田地区海岸の中央から南のほうに向かって写しているところが写真④でございます、既設水門の川原川水門が中央に見受けられるかと思えますが、こちらは土砂の築堤が完了しております、今、被覆コンクリートを鋭意やっておりますが、ほぼ、現在ですと防潮堤の半分以上の高さまで積み上がっている状況でございます。

ます。

また、写真⑤につきましては、こちらは陸前高田市の方では有名でございますが、先ごろ稼働停止しましたベルトコンベアがございます、操作する場所がございますが、そちらの高台の方より全景を望んでおります。真ん中のところに若干茶色く線のように見えますものが二線堤の施工状況でございます、鋭意建設を進めている状況でございます。

簡単ではございますが、以上で説明を終了いたします。

○南委員長 どうもありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問等ございますでしょうか。お願いします。

○平山委員 海岸保全施設の進捗状況は確実に進捗しているということはわかりました。この部分の復興の費用というのは、予算的にも非常に大きくて、親委員会でも非常に関心は高いのですが、なかなか実感が持てないと。というか、いろいろな資料を見ても、施工箇所数、着工数、計画段階というような数字しか出ていなくて、なかなか生活感ある答えにはなっていないと。当然、まだ機能を発揮するほどできていないので、なかなかそういうところには結びつかないのだと思いますが、やはり宅地とか土地造成とかに比べて、どこまで進んでいるかということが親委員会の先生方になかなかわかってもらえないというのがあるような気がします。せめて事業費ベースとか完成見込みとか、そういうような数字が出れば、もう少し近いのだと、あるいはこのまちづくりにかかわるものが安全になるのだとというような印象を受けるのですが、そのあたりがちょっと弱いような感じがします。

もちろん、県としては地元には十分説明をされているので、そのあたりはあまり文句が出てこないですから安心はしていますけれども、親委員会の資料としてももう少し工夫してほしいなど。注文でございます。

○南委員長 どうもありがとうございます。

いかがでしょうか。コメントございますか。

○及川河川課主任主査 御意見ありがとうございます。一応そういう見せ方というのですか、その辺の工夫というのは、我々もいろいろ悩んでいるところでございまして、今日お見せした資料について、なかなか全部見せることはできないので、そこは、平山委員おっしゃるような形で、今後ちょっとその辺は検討していきたいと思っております。

○南委員長 よろしいでしょうか。

その他いかがですか。どうぞ。

○首藤委員 構造物とは直接関係ないのですが、私が心配しているのは、鶴住居の海岸と陸前高田の海岸、あれだけとられた砂が、大体どの辺に行っていて、どのぐらいの深さにあって、それが普通の風浪で戻ってくるぐらいの深さにあるのか、あるいは、もうそれは普通の風浪では戻ってこないのか、川から期待するのは、今、川はそんなにたくさん砂を運んできませんので、例えば鶴住居の海岸などというのは、堤防の法線をどうするかというような、今水門をつくっていますが、それにひっつけてうまく堤防ができるような状態になりますかねというのが一番の心配なのですが、その辺いかがですか。

○及川河川課主任主査 まず、高田海岸につきましては、首藤委員にも以前いろいろ御意

見いただいているところなのですけれども、養浜事業を今年試験施工ということで進めることにしております。事前に調べた申請測量とか、あと、そういう調査を見て、流された砂が近くにありそうだというのはわかっているのですけれども、それがそういう自然に戻ってくるかどうかという部分に関しては、ちょっとそこは把握し切れていない部分がありますし、あと、川からだけの供給ですと、以前にも委員に御指摘いただきましたが、二百何十年とかかかるということで、高田海岸については、人工的に砂を入れるということで考えてございます。

それと、鶴住居、根浜海岸でございますけれども、まず、堤防法線につきましては既に決まっております、川の左岸側につきましては、片岸海岸ということで既に施工してございます。あと、右岸側につきましては、林野のほうの海岸になるのですが、こちらの方も害復旧が今進んでいるところでございまして、法線についてはほぼ今動いているのと同じ状況になっているということですし、あと、砂のつき方につきましては、釜石市の方でそういった調査もされているようなのですが、詳細なものが手元にないので、どのようになるかというのは、ちょっとお答えできない状況にあります。

以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。よろしいですか。お願いします。

○今村委員 私から、要望というか、この会議で資料として用意していただくといふかなということがあります。それは地殻変動になります。当時、4年半前に地震によって基本的には沈降して、今、隆起なので、こういう防災施設を考える場合、より安全側にはなるのですけれども、いろいろな環境への影響というものがあるかと思えます。各岩手県の海岸も広くて、北から南まで、その回復状況というのでしょうか、その状況もかなり違うと思っておりますので、そういうものも、これは国土地理院に依頼すればわかりますので、データとしては提供していただければと思います。

○及川河川課主任主査 ありがとうございます。次回以降の資料につきましては、そういったものも参考にして御提供したいと思えます。

ありがとうございます。

○南委員長 どうもありがとうございます。

そのほかよろしいでしょうか。

それでは、次の議事に入ります前に、いかがでしょうか。多少長い御説明がありそうですので、5分ほど休憩したいと思いますのですが、よろしいですか。

それでは、少し休憩いただきまして、5分ほど、52分ぐらいに開催ということでよろしいでしょうか。はい。よろしく願いいたします。

[休 憩]

(2) 海岸保全基本計画の改定について

○南委員長 それでは、続いて議事(2)海岸保全基本計画の改定について、事務局から御説明をお願いいたします。

○及川河川課主任主査 それでは、海岸保全基本計画の改定についてということでございます。

この議事の内容につきましては、平成24年度の第9回の委員会でお諮りした経緯がございます。海岸保全基本計画の策定または改定につきましては、法律で、学識経験者の意見を聞かなければならないということがございまして、この委員会にお諮りした経緯がございます。平成24年にお諮りした際は、津波対策施設について御審議いただいておりますこの委員会に付託することが適切であると当時判断したということでございまして、今回も、この計画を審議することに至りましたので、その経緯も含めまして、改めて担当より御説明申し上げます。

○遠藤河川課主任 河川課、遠藤でございます。私から、海岸保全基本計画の改定について御説明させていただきます。すみませんが、座って説明させていただきます。

まず、海岸保全基本計画について御説明いたします。資料3-3「岩手県の海岸保全基本計画の概要（案）」をごらんいただきたいと思います。

海岸保全基本計画は、国の定めた海岸保全基本方針に基づいて都道府県が策定する計画でございまして、地域の意見等を反映して作成するものとして法律で定められているものでございます。

ページ数、24ページをお開きください。今回の対象範囲について御説明いたします。

今回の計画は、図に示す岩手県の三陸北沿岸、南沿岸が対象になります。岩手県の沿岸は、三陸北沿岸と南沿岸に区分されており、この沿岸ごとに海岸保全基本計画を策定することとしております。三陸北沿岸は、青森県境から宮古市の鮎ヶ崎まで、また、三陸南沿岸は、宮古市の鮎ヶ崎から宮城県石巻市黒崎までとなります。このうち三陸南沿岸につきましては、宮城県との共同で策定しております。

次に、海岸保全基本計画の改定趣旨について御説明申し上げます。A3判、資料3-1の2ページをお開き願います。

岩手県では、防護、環境、利用の調和がとれた海岸の保全を推進するため、学識経験者や住民等の意見を反映させながら、平成16年3月に三陸北沿岸及び南沿岸の海岸基本保全計画を策定いたしました。海岸特性に応じた海岸防護のための海岸保全施設整備等のもとより、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した調和のとれた総合的な海岸保全を推進してまいりました。このページの図では、一番左の部分になります。

そうした中、平成23年の東日本大震災、それに伴う津波により、沿岸部での市町村と海岸保全施設等に甚大な被害が発生してございます。このため、震災被害の特徴や今後の防護対策で対象とする津波の考え方を踏まえ、主に「海岸の防護に関する事項」を改定するとともに、海岸環境の保全や海岸利用に配慮すべく、「海岸環境の整備及び保全に関する事項」について、平成25年9月に改定を行ったところでございます。図では、左から2番目、「H25.9改定（岩手県）」という部分になります。

なお、三陸南沿岸の海岸保全基本計画については、本来、宮城県と共同策定するものでございますが、両県における事業進捗等の違いがございまして、やむを得ず、岩手県のみ先行して改定したものでございます。その後、平成27年、本年8月に、宮城県におかれましても改定をしてございます。図では、ちょうど真ん中でございます「H27.8改定（宮城県）」という部分になります。

その中で、平成26年6月に海岸法が改正されまして、海岸保全基本計画に「海岸保全施設の維持・修繕に関する事項」を記載することが義務づけられてございます。

以上を踏まえ、改正海岸法に伴う海岸保全施設の維持・修繕に関する事項などの記載と、三陸南沿岸海岸保全基本計画、宮城県分の改定内容との整合を図るため、今回、三陸北沿岸及び南沿岸の海岸保全基本計画の再度の改定を行うものでございます。図では、一番右側の「H27.12改定（岩手県）」という部分になります。

3ページ目をお開き願います。3ページ目以降につきましては、海岸法の改正の内容について記してございます。改正された項目といたしましては、3ページ目以降のとおりになってございます。

ここで1つ謝りたい件がございます。ちょっとページ数が見切れておりまして申しわけございません。こちら修正が間に合いませんでした。申しわけございませんでした。

3ページ目から順にですが、堤防の粘り強い構造というところまで、そちらにつきましては5ページ等に記載になっております。

また、ここで訂正がございまして、6ページ以降ですが、一部ページが重複しておるところがございます。こちらにつきましては、委員の皆様方、オブザーバーの皆様方に改めて訂正した資料を送付することで対応したいと思っておりますので、御了承願います。

こちらに書いておりましたものにつきましては、水門、陸閘等の操作規則等の策定と維持・修繕に係る事項が記載してございましたが、こちらが抜けているような状況でございます。維持・修繕に関する事項が抜けてございます。申しわけございません。

こちらのページ数でいきまして、11ページをお開き願います。11ページからは、海岸保全基本方針及び海岸保全基本計画の説明になります。

このうち、14ページにつきましては、海岸法により海岸保全基本計画で定めるべき基本的な事項というところを四角枠の中に赤字で書いてございます。こちらにつきましては書いてある部分につきましては、海岸法で改正すべきということで、こちらの事項につきましては改正しております。

また、上段の囲みの3つ目でございますが、「平成28年1月1日までに、……海岸保全基本計画の変更が必要」と書いてございまして、この改定日に向けまして、岩手県としても進めている次第でございます。

続きまして、資料3-2、別なA3のものになりますが、海岸保全基本計画の改定の流れについて御説明いたします。

すみません、ページ数が連番になっておりまして、3-2、19ページというページ数のところが一番表になりますが、お開き願います。この資料の左側につきましては平成25年改定時のもの、右側は今回改定のもので、基本的な手続の流れについて御説明しているものですが、基本的には前回とほぼ同じでございます。

海岸保全基本計画改定に当たって、海岸法に記載されておまして、学識経験者に意見を聴取しなければならないこととされておりますので、防護面につきましては「岩手県津波防災技術専門委員会」、本会において意見を諮ることとしております。それが今回の委員会となります。

環境・景観につきましては、9月25日、今月25日に開催する「岩手県河川・海岸構造物の復旧等における環境・景観検討委員会」に意見を図ることとしております。

利用面につきましては、市民団体・NPO、経済・観光、漁業者、マスコミ等の主な関係者の皆様から個別に意見を聴取することとしております。

同じく、海岸法に基づいて住民意見の反映をすることとなっておりますが、各市町村におけるまちづくり等の住民説明会や整備箇所の住民説明会をもって前回の改定で反映してございますので、今回はパブリックコメントと縦覧のみの実施とし、改めて住民説明会等は行わないこととしてございます。

なお、パブリックコメント及び縦覧につきましては、来月上旬から1カ月程度を予定してございます。

以上を踏まえて改定案を取りまとめ、その後、関係市町村長及び関係海岸管理者の意見を踏まえ、年内には改定内容を公表し、主務大臣への提出を行う予定となっております。

20ページをお開き願います。再度、御説明しました委員会の委員の皆様とオブザーバーの皆様につきましては、ご覧のとおりでございます。

なお、三陸南沿岸海岸保全基本計画の改定案については、本日の津波防災技術専門委員会において宮城県の行政機関に御出席いただきおまして、意見を反映させることとしておまして、同様に、今年の6月15日に宮城県で宮城県沿岸懇談会が開催されまして、本県の職員が出席しております。

次に、21ページをお開き願います。関係海岸管理者の意見の反映方法ですが、岩手県では、平成24年8月に岩手県沿岸海岸保全基本計画改定行政連絡会を設立いたしまして、本年も今月4日に連絡会を開催しておまして、今回の計画素案の調整を諮っております。

なお、平成15年の策定時においては、当連絡会のブロック部会を設置しておりましたが、前回から復旧・復興の計画については、沿岸局の関係課及び市町村と調整済みであることから、ブロック会議は設置しないこととしております。

続きまして、戻りまして資料3-3「岩手県の海岸保全基本計画の概要（案）」について、改めて御説明いたします。

プロジェクト数でいきますと、23ページをお開き願います。まず、1. 計画変更の背景についてということでございますが、先ほど資料3-1で御説明いたしましたので、詳細につきましてはここでは省略させていただきます。

同じく、2. 計画変更の流れにつきましても、先ほどの資料3-2で御説明したとおりですので、こちらにつきましても省略させていただきます。

次に、25ページをめくっていただきまして、4. 計画の変更骨子について御説明させていただきます。

お手元に配付資料で参考資料1「三陸北沿岸海岸保全基本計画（改定案）」及び参考資料2、同じく「三陸南沿岸海岸保全基本計画（改定案）」もあわせながらの御説明となりますので、御準備をお願いいたします。

この参考資料の見方といたしましては、平成25年9月に当県で改定したものを基本といたしまして、今回改定する部分を赤字で記載しております。

まず、海岸保全基本計画は、「防護」「環境」「利用」の3つの事項に係る基本的な事項と海岸保全施設の整備計画から構成されています。このうち、これら3つの事項に

係るポイント及び変更点について御説明いたします。

(1) 海岸の防護に関する事項についてです。

基本方針といたしまして、平成25年改定時と基本的には変わってございませんが、大きく分けて、津波への防護と侵食への防護となっております。

まず、津波への防護について御説明いたします。

堤防等について、比較的発生頻度の高い津波、こちらはL1相当でございますが、こちらに対処できる防護水準としていくことを目標といたしまして、設計津波の水位を湾や海岸線の向き等により同一の津波外力を設定し得ると判断される地域海岸ごとに設定いたしまして、それを前提に堤防等の海岸高を設定することとしております。その考え方につきましては、この①東日本大震災を踏まえた堤防の高さということで、これまでの委員会でも御審議いただいております内容になってございます。

また、堤防等の天端を越える津波に対しましては、破壊や倒壊に至るまでの時間を稼ぐことといたしまして、堤防等を粘り強い構造にしていくこととしております。この考え方につきましては、ページ数でいきますと28ページの②にお示ししておりますとおりで、今回の海岸法改正により追加してございます。

以上の内容につきましては、参考資料1、三陸北では22、40、41ページ、参考資料2、三陸南では23、43、44ページに記載してございます。

続きまして、資料3-3の28ページを再度お開き願います。今回追加した施策といたしましては、③その他の施策でございます。防護の目標を達成するための施策を講じていく際には、海岸保全施設の設置位置周辺の自然環境・海岸利用の特性及び工事期間中の影響に十分配慮して進めていくものとしてございます。

この内容につきましては、同じく参考資料1の三陸北では24ページ、同じく参考資料2の三陸南では27ページに記載してございます。

次に、防護対策の充実といたしまして、最大クラスの津波を念頭に置いた防災体制を確立し運用することとしてございます。また、平成23年の東日本大震災津波では、水門・陸閘の操作に従事していただきました方が多数犠牲になっておられますので、災害発生時の水門等の操作員の安全確保、適切な操作方法、訓練等に関する操作規則等を作成することとしております。

この内容については、参考資料1、三陸北では24、25ページ、参考資料2、三陸南では27、28ページに記載しております。

ここで、申し訳ございません、訂正がございます。参考資料2、三陸南27ページの(1)防護対策の充実についてというところの施策の丸の3つ目が、「○最大クラスの津波を念頭においた防災施設を確立し運用する。」ということで、記載ミスがございました。訂正いたします。大変申し訳ございませんでした。

また資料3-3に戻りまして、25ページを再度お開き願います。基本方針の2つ目といたしまして、侵食への防護でございますが、こちらも前回の改定と同様で、基本的に変更はございません。

東日本大震災により大規模な侵食が生じた海岸もございますけれども、当面は津波への防護を優先し、沿岸市町村と調整を図りながら、侵食の進捗状況等に応じまして面的防護を含めた海岸保全施設の整備等により現状汀線を保全、維持または回復させていく

ことを基本的な目標としてございます。

次に、29ページをお開き願います。（2）海岸環境の整備と保全に関する事項でございます。

基本方針といたしましては、平成25年改定時と基本、変わってございません。

内容といたしましては、三陸北及び南沿岸のすぐれた地域環境は、貴重でかけがえのない資源となっておりますので、一度失うとその回復には長い時間を要することを勘案いたしまして、状況に応じた施策を講ずることとしております。

この内容につきましては、参考資料1、三陸北は27ページ、参考資料2、三陸南は30ページに記載してございます。

また29ページをお開き願います。東日本大震災津波において被災した海岸堤防の復旧や今後の海岸保全施設の整備事業におきましては、各箇所における自然環境への配慮事項について、各分野に精通しております有識者の皆様から御助言、御指導を得ながら進めている状況でございます。

この内容につきましても、参考資料1、三陸北は28ページの一番下に、同じく参考資料2、三陸南につきましては31ページの下に記載してございます。

また資料3-3の29ページにお戻り願います。主な内容といたしまして、①良好な環境の保護・保全としまして、1つ目といたしまして、地域に残る良好な環境の保護・保全に配慮した防護・保全施設の工法、構造、材料、配置等における検討を進めるとともに、地域の海岸の環境に応じた適切な整備を展開していくこととしてございます。

2つ目といたしまして、地元地方自治体や関係行政機関、住民の皆様やNPO等と連携いたしまして、海岸ごみ等の適切な処理を図っていくこととしてございます。

3つ目でございますが、海岸保全施設の復旧工事等において、建設中及び建設後の自然環境に対する影響を十分に考慮いたしまして、影響を最小限にする対策の実施に努めてまいることとしてございます。

こちらの内容につきましては、参考資料1、三陸北につきましては27ページ、参考資料2、三陸南につきましては30ページに記載してございます。

資料3-3の29ページをまたお開き願いたいと思います。次に、②海岸環境の再生・創出について御説明いたします。

堤防の配置につきましては、海岸特有のエコトーンへの影響を考慮することとしてございます。

文献調査や有識者へのヒアリングなど事前調査を実施し、被災以前の環境把握に努めることとしてございます。

3番目、環境の各分野に精通してございます有識者の皆様から、整備箇所の状況に応じた整備方法等の助言・指導を受け、環境に配慮した施設整備に努めることとしてございます。

さらに、工事中における動植物への配慮事例を今回記載してございます。こちらにつきましては、宮城県の改定内容と整合を図っているものでございます。

こちらの内容につきましては、参考資料1、三陸北につきましては28、29ページ、参考資料2、三陸南につきましては31、32ページに記載してございます。

資料3-3の30ページをお開き願います。次に、③海岸景観の創出について、主な施

策としましては次のとおりでございます。

視覚的なインパクトを極力低減するとともに、違和感がない周辺空間への調和について配慮するというので、こちらは、申し訳ございません、ちょっと割愛させていただきますが、各項目を今回検討しながら、景観への配慮等について、影響を最小限にすることを計画してございます。

具体的な内容といたしましては、図面のこちらのとおりでございまして、こちらは参考資料3、巻末資料の25ページに「岩手県河川・海岸構造物の復旧等における環境・景観配慮に向けた基本的な考え方（案）」の概要版を添付してございますので、そちらもご覧いただければと思います。

続きまして、資料3-3の31ページをお開き願います。（3）海岸における公衆の適正な利用に関する事項について御説明いたします。

基本内容といたしましては、平成25年とこちらも変わってはございません。

内容といたしましては、沿岸の豊かですぐれた自然環境と海岸景観につきまして、多様に利用できる空間として地域を支える一方で、環境学習・屋外教育、体験交流としての場や多様なレクリエーションへの場を成り立たせているなどのさまざまな面で地域に大きな恩恵を与えておりますので、地域の活性化、各種産業の振興に寄与できるように各種施策を講じ、調和のとれた海岸の利用に努めていくものとしております。

主なポイントといたしましては、①から③のとおりでございます。

この内容につきましては、参考資料1の三陸北では31、32ページ、同じく参考資料2の三陸南では34、35ページに記載してございます。

資料3-3の32ページをお開き願います。（5）海岸保全施設の整備に関する基本的な事項について御説明いたします。

主なポイントといたしましては、①海岸保全施設の新設又は改良しようとする区域でございますが、こちらにつきましては、宮城県の改定内容との整合を図っているものでございまして、基本的には平成25年の改定から変更ございません。

同じく②海岸保全施設の選定についてでございます。こちらにつきましては、今回の改定で追加した内容でございます。こちらにつきましても、宮城県の改正内容と整合を図ったものでございます。具体的には、「各海岸保全施設は、それぞれの特徴があり」ということで、こちらに文章を記載してございますが、設置地点の海岸特性に十分配慮して海岸保全施設の選定を行うこととしてございます。

また、複数の海岸保全施設においては、面的な広がりを持って適切に配置するというので、「面的防護方式」とございまして、防潮堤等ではなくて、砂浜等をも施設と考えて、面的防護についても適切に取り入れることとして、こちらに記載してございます。

なお、海岸保全施設につきましては調査・研究等が今も進んでございまして、新工法も提案されてございます。これらも十分に把握した上で、総合的に最適な工法を選択することとしてございます。

こちらにつきましては、参考資料1の三陸北につきましては34ページ、参考資料2の三陸南につきましては37ページにも記載してございますので、御確認のほどお願いいたします。

最後に、（6）海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項について御説明いたします。

この内容につきましては、冒頭にお話ししましたとおり、海岸法の改正に伴って追加された項目になってございます。具体的には、各海岸における海岸保全施設の維持・修繕につきまして、参考資料1と2に添付してございます整備箇所整理表というところに具体的な内容について記載しているものでございます。

例えばですが、参考資料1、三陸北沿岸海岸保全基本計画の52ページをお開き願います。こちらに添付図面がございまして、その左隣——ページ数を振ってございませぬ。申し訳ございませぬが、隣、51ページに相当するところに整備箇所整理表がございまして、その表の一番右側の列、上のところに「8. 維持又は修繕の方法」といたしまして、各海岸ごとにそれぞれの内容を記載してございまして。

この内容につきましては、資料3-3の32ページの下に国からの通知にある記載事例といたしまして掲載しているものでございまして、記載内容につきましては、それぞれの海岸管理者及び宮城県との内容を調整しているところでございまして。このことから、整備箇所整理表についても簡略化した表現となってございまして。実施に当たりましては、隣接する海岸においても、各所管海岸管理者間で調整を行いながら、適切に維持管理に努めるものでございまして。

次に、資料3-4と資料3-5をご覧ください。こちらは、「海岸保全基本計画（改定案）改定箇所一覧」でございまして、前回の平成25年に改定したものと今回改定するものを比較したものでございまして。

資料3-5、三陸南沿岸で御説明いたしますと、58ページをお開き願いたいと思いたしますが、右側が今回変更する内容でございまして、参考資料1と同様に、今回変更または追加するものを赤字で表示してございまして。

変更の主な内容といたしましては、ゴシック文字で下のほうに表示しておりまして、例えば57ページでございまして、「海岸法改正に伴う追記及び変更」、飛んで申しわけございませぬが、59ページの下欄で「海岸法改正に伴う文章の変更と追加」「宮城県計画（H27年8月）提出との整合」ということになってございまして。

続きまして、三陸北沿岸のほうで御説明いたします。資料3-4になります。

35ページをお開き願います。再度文章表現を見直した点につきましては、文言の修正と宮城県計画提出との整合を図った三陸南沿岸と同様に、三陸北沿岸についても整合を図ったものでございまして。残りの箇所につきましては、資料記載のとおりとなってございまして。

急ぎ早で申しわけございませぬが、以上で説明を終わります。

○南委員長 ありがとうございます。盛りだくさんの内容で御説明が大変だったかと思いますが、ありがとうございます。

それでは、御質問等ございませぬでしょうか。今、御説明いただきました範囲につきましていかがでしょうか。よろしいですか。

○首藤委員 この海岸保全施設は、どこの所管のものを考えているのですか。つまり、県の所管のものだけですか、それから、市町村のものというのものもあり得ますね。あるいは国のものもありますね。そういうもの全体を含めてということになるのですね。

そうすると、お願いをしておきたいのは、今度、維持管理の項が出たのは非常に結構だと思うのです。というのは、構造物というのは、作ってから、とにかく弱くなってい

く一方ですからね。その時に、その3者でどういう管理の手法をとるかというのをよく協議して、同じ手法でやっていただきたい。そうしないと、住民はよく見えていますから、あそこは国のだから丁寧にやったけれども、ここは市町村だから放っておかれたというような不満が必ず出ます。だから、それのないようにやっていただく。

それから、5年に1度ぐらいの定期点検をするというその内容ですけれども、これは内容によってはかなり金のかかる話になります。ですから、そこでやり方に差が出てしまったりしたときにどうするかですね。

それから、これは一度お願いしたことがあると思うのですが、今、建設中の構造物なども、要するに積算図面とかというものはだめですが、施工図面、施工記録、これを必ず残すということをやっていただいて、それと5年後に点検したときの結果とをどんどん継ぎ足して行って、後の人が、この構造物は、こういう経過をたどってこうなってきた、なるほど、先輩はこういう手を打ってくれて、それがこうなっているのを見ながら次を考えていくことが必ずできるようにですね。昔は、図面は5年たったら捨ててもいいとか、そんなのがありましたけれども、もう今は電子データがあるわけですから、そういうことのないように必ず記録をとる。それから、電子データも何年か後には劣化しますので、そういうときには、それをきちんと複製して、とにかくつないでいくことをうまくやれるような体制にしていきたいと思っています。

以上です。

○南委員長 どうもありがとうございます。

○及川河川課主任主査 ありがとうございます。

まず、市町村、あと国のものも入っているのかということですが、今回、市町村、あとは国に関しましては、湾口防波堤も一応海岸施設の一部になっておりますので、そういった関係機関とも調整を図って、まずこの案を作っておりました。

今後、特に維持管理の文言につきましては、委員に御意見いただいたように、具体的な維持管理計画というものを今後立てていかなければならないのですが、その辺をちょっと見据えながら、この文言は取り入れたいと思いますし、具体的な維持管理計画につきましても、今言われましたいわゆる財源的なもの、その辺も国に当然要望はしていくのですが、その細かい手法については、そこも踏まえながら少し検討していきたいと思っています。

市町村等からは、やはりお金のことが気になりますとよく言われています。そこら辺をちょっと今後の課題と捉えております。

それと、そういった設計といいますか施工図面とかのストックの方法についても、前回の2月の委員会でもいろいろアドバイスをいただいておりますので、そこはもうちょっと詰めていきたいと思っていますのでというところでございます。

以上です。

○南委員長 どうもありがとうございます。

その他いかがでしょうか。では、お願いします。

○今村委員 私は宮城県のほうも担当しているということで、若干説明させていただきたいと思います。

2年ほど遅れてしまいまして申しわけありませんが、宮城県は、基本的に防潮堤など

の沿岸施設を初めて設置というところも多くて、大変多くの議論がありました。特に今回、三陸南で共通でつくるということですので、新しく追加したところは、ぜひ御確認いただければと思います。

まず、参考資料2のうちに、例えば26ページ、これは補足ではございますが、基本設計高さというのは、ユニット海岸でつくってはいるのですけれども、場合によっては小ユニットで細かく評価しましょう。また、防波堤も、ある程度減災効果があるならば、それを見込んで低くしましょう。また、背後地に守るべき重要な施設がなければ、できるだけ復旧にしましょう等々、地域との議論の中で整理したものでございます。こういうものも、基本的にこの岩手県側でも了解いただければと思っております。

あと、我々の議論の中で重要でありましたのが、同じ参考資料2の32ページを見ていただきたいと思っております。これは、「工事中における動植物等への配慮事例」ということでございます。委員会の中でも生態系の専門の先生が、かなり詳しく現場を見ていただきました。もちろんそれを保全するために建設を止めるということではなくて、建設を進めるために何が必要なのか、途中での配慮事項というものを、シンプルではございますけれども、要領よくまとめていただいたということでございます。こういうことも、一部は申し込んでいるかと思っておりますけれども、改めてまとめたということになるわけでございます。

あと、景観においては、平野先生（東北大学）からかなり細かく検討いただきまして、赤字があちこちありますので、そのような3点をぜひ見ていただき、御了解いただければと思います。

以上です。

○南委員長 どうもありがとうございます。

○及川河川課主任主査 ありがとうございます。

小ユニットの項目にちょっと関連するかどうかあれですけれども、今開いている資料の24ページに、宮城県にならって表を再整理させていただきました。地域海岸内の堤防高が真ん中辺にありまして、あと、各地点、地点のところでは高さが違っている部分がございますので、そこは、宮城県にならってわかりやすく整理したものでございます。

それと、工事中の配慮事項、32ページでございますけれども、基本的に、宮城県のものそのまま付けさせていただいております。全てこのとおり全部できるかという部分もあるのですが、そこは、できるものから可能な限りやっていくということで進めていきたいと思っております。

○南委員長 ありがとうございます。

では、お願いします。平山先生どうぞ。

○平山委員 今回の改定の方向性につきましては大賛成でございます。本当によくまとめていただいたと思います。

それで、その審議のプロセスですけれども、宮城県はどういうふうにやられたのかちょっとわかりませんが、我々のところは、前回もそうでしたが、防護面と環境と利用面と別個にやられているのだと思っておりますが、こういう1本の計画の場合は、なるべく同じ席で異なる立場の方が意見を交換するというのが大切なのかなと思ったりもしているのですが、そのあたりは、今後もしもこういうようなことなのでしょうか、それとも、何か

一本化するようなお考えはおありになるのでしょうか。

○及川河川課主任主査 委員の御発言のとおり、平成15年に策定する際は、例えば三陸南分につきましても、宮城県と一緒に沿岸懇談会を構成しまして、いわゆる岩手県の委員、宮城県の委員に入っただいて、一つの委員会の中で防護、利用、環境ということで御議論されたということで聞いております。

前回、平成25年度にも同じところでいろいろ悩みまして、平成25年につきましては、主に防護に関する事項がまず先にあって、その後に環境・景観というものがありましたので、その流れを踏んで、やむを得ず分割した形でやったという形になっております。

今回も、同じ土俵で防護、環境、利用について一つでやったらということも検討したのですが、すみません、何分、国からは年内にこれを改定してくださいという強い御指導があったものですから、いろいろ検討しまして、既存の今ある委員会を活用させていただくという形にさせていただいた経緯がございますということでございます。

○南委員長 ありがとうございます。今後は、また今後考えるということになりますかね。

他によろしいですか。非常に時間も迫ってきましたが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございます。

それでは、(3)のその他でございますけれども、皆様から御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

オブザーバーの方々から、本日の検討内容についてコメント等ございますでしょうか。お願いします。

○大村オブザーバー オブザーバーの大村でございます。

私は、茨城県の海岸の委員会の委員をさせていただいてまして、先ほどお話が出ましたけれども、茨城県の場合ですと、サーフショップを営んでいる方に利用面ということで委員に入っただいていてということで、非常に多様な方に入っただいていてる委員会もあるというのを私は感じています。

首藤委員がおっしゃった部分を私もちょっと茨城県の委員会で聞いていることがありまして、結局、この計画をつくって、実際物をつくるにはお金がかかるわけですね。それは、新設するときももちろんお金がかかりますし、サンドバイパスとかをやっていくといたら、本当に維持管理費が物すごくかかると。もちろん長寿命化を図っていくとか、あと耐用年数とか供用年数をどう考えるかなのですけれども、いずれはやはり更新しなければいけないことも出てくるでしょうと。そういうトータルのお金というものをどう考えていくのかが、特に先々財政難がもう予想されていますので、そこを将来的に、長期的にどう考えるのかということが非常に重要であろうと。

だから、言うのは簡単なのですが、多分それを受けとめて対策をとられる方、行政部局の方は非常に大変なのだと思いますが、その辺もちょっとよくよくお考えになっていただいて、いい案があるかどうかわかりませんが、場合によっては、いろいろな都道府県を含めて、国に訴えかけていくとかなんとかやっけないと、海岸の予算はもともととても少ない中で、この日本の沿岸をずっと守っていくというのはなかなか厳しい状況がありますので、やれること、やれないこと、やれないことは、こうやれないから、では、こういうふうにお金をくださいとかという方向でタッグを組んでいけたら

と思います。

ちょっと感想を含めて、以上でございます。

○南委員長 どうもありがとうございます。大切なことかと思えます。

特に。はい。

○及川河川課主任主査 サーフショップの方に御意見を聞いたということですが、今回、利用という面に関しては個別にヒアリングをすることで考えておりました、やはり観光協会とか、あとは民宿を営んでいる方とか、そういった人たち、あと、そのほかに利用の声というような部分も聞き入れることで考えています。基本的には、平成15年に策定したときに、利用の立場で委員として選ばれた方がいらっしゃると思いますので、その方に、また同じくこの意見を聞くことで考えております。

あと、維持管理につきましては、おっしゃるとおりでございます、参考にしたいと思います。ありがとうございます。

○南委員長 どうもありがとうございます。

(3) その他

○南委員長 そのほかよろしいでしょうか。

それでは、3.11の後、半年ぐらいかけて防潮堤の高さを決めまして、その後も短い時間で海岸の景観・環境について議論を積み重ねてきたものが、ここにこうやって形になってきたということかと思えます。今後また、今いただきました御意見をもとにしまして進めていただけたらと思えます。

それでは、事務局、他によろしいですか。はい。

それでは、本日の議事はこれをもって終了いたしたいと思えます。進行を事務局にお返しいたします。

○及川河川課主任主査 委員の皆様には、御議論ありがとうございます。

次第3のその他でございますけれども、事務局から特に事務連絡はないのですが、本日、準備いたしました資料にいろいろ不手際があったことにつきまして、お詫びいたします。番号が振っていなかったり、見苦しいところがあり申しわけございませんでした。お詫びいたします。

次回の委員会でございますが、今年度は予定してございません。仮に次年度以降、次回の開催が決まりました場合、日程につきましては、また改めて事務局からメール等で御連絡を差し上げたいと思えますし、本日の資料の差し替え等につきましても、合わせてこの後、手続させていただきたいと思えます。

事務連絡は以上でございますけれども、皆様のほうから何か御質問等ございますでしょうか。

なければ、委員の皆様におきましては、本日は本当に御議論ありがとうございます。

それでは、県土整備部河川課総括課長の八重樫より御挨拶を申し上げます。

○八重樫河川課総括課長 県土整備部河川課総括課長の八重樫でございます。蓮見県土整備部長が、あいにくですが用役用務で退席してございますので、申しわけありません、私から最後に御挨拶させていただきます。

今日は委員の先生——首藤先生、どうもありがとうございました。

〔首藤委員退室〕

○八重樫河川課総括課長 本当に御多用の中、御参集いただきまして大変ありがとうございます。

今月11日をもって東日本大震災発災以来4年半ということになりました。8月末時点でも、本県でまだ2万4,000人を超える方々が仮設住宅で不自由な生活を強いられているという現実がありますが、今、復旧・復興のために我々も一丸となって取り組んで参りますし、これからも、いまだ有事という気構えで進めていきたいと思えます。

きょう、津波注意報ということで、またそういった事態になりまして、被害報告等はありませんが、まだ注意報が継続されているということで、なおいろいろ引き締めていかなければならないと改めて感じたところでございます。

きょうの議事の海岸保全基本計画につきましても、いろいろと貴重な御意見をいただきました。こういった課題につきましても、これからも鋭意取り組んで参りたいと思えます。これから、被災された皆様が、地域が復興したことをぜひ実感できるように、関係機関と連携を図りながら頑張ってまいりたいと思えます。

本日は、どうもありがとうございました。

○及川河川課主任主査 それでは、本日の委員会はこれを持ちまして閉会といたします。本日は、ありがとうございました。